

市民団体 カンナビスト

■マスコミの大麻報道の誤り

2005年8月30日付けで共同通信社は「ガーファンクル容疑者逮捕 またマリファナで」という記事を発表しました。しかし、往年の人気フォークデュオ「サイモン&ガーファンクル」の一人、アート・ガーファンクル氏が逮捕されたという事実はなく、共同通信社による誤報であることが判明しました。

歌手のガーファンクルさんが大麻所持で検挙された米国、ニューヨーク州ウッドストックにおける少量の大麻所持は軽犯罪法違反に緩和されており、共同通信社が引用した地元紙デイリー・フリーマンの記事においても逮捕ではなく違反切符であったと報じていました。

共同通信社によるこの記事が用語を巡る過失であったとしても、結果的には海外において非犯罪化という刑罰軽減が実行されている事実を国民から覆い隠しており、同時に報道倫理綱領の観点からも重大な違反となります。カンナビストはこれらを考慮した結果、共同通信社に対して強く抗議するとともに訂正記事の発表を要求しました。



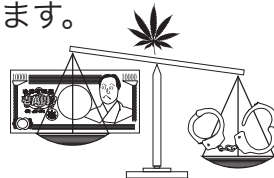
非犯罪化: それまで刑法等において犯罪とされていた行為を、罰則規定のより軽い軽犯罪に改めたり、または事実上取り締まりを実施しないこと。日本を除くほとんどの先進諸国では個人使用目的の少量大麻所持が非犯罪化されている。

■大麻取締法にも罰金刑の選択肢を

新聞報道によると、法務省はこれまで懲役刑しかなかった窃盗や詐欺といった財産犯に対して罰金刑が適用できるようにする法案を今秋、法制審議会で検討することになっています。これは犯した罪に対してバランスの良い罰が適用できるようにするためですが、まさしく大麻にもあてはまることではないかとわたしたちは考えます。

たとえ執行猶予になったとしても、量の大小や所持・売買に関わらず、現在の大麻取締法は懲役刑しか適用できず、まさに法務省が検討している財産犯と同じ状況です。

カンナビストでは法務省に対して財産犯同様、大麻取締法においても罪刑均衡の原則が守れる法体系になるよう罰金刑の追加を求める要望書を出して働きかける準備をしています。



大麻取締法と罰金刑: 大麻取締法の罰金刑は過去の法改正によってなくなった(現在は懲役刑と罰金刑の組み合わせはあるが、罰金単体の適用はできない)。現在、大麻取締法違反者に対しては懲役刑以外の選択肢はない。

■マリファナ・マーチ

MILLION MARIJUANA MARCH

カンナビストでは2001年5月以来、毎年大麻の非犯罪化を訴える世界的イベント「マリファナ・マーチ」を日本で開催しています。2005年は東京、大阪、札幌で開催しましたが、2006年もまた開催いたしますので楽しみに！

カンナビストは現在の日本における大麻の取り締まりを過度の人権侵害と位置付け、大麻の個人使用の容認化と刑罰の軽減を訴える市民団体です。1999年7月に設立され、2005年9月5日現在、会員数3,720人となっている。